

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護 縁が輪

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(久留米市指定第4091600645号)

当事業所は、契約者に対して介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意ください事を次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援及び要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 従業者の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 事故発生時の対応について
7. 非常災害対策
8. サービス提供に関する苦情の受付について（契約書第22条参照）
9. 情報公開
10. 守秘義務及び個人情報保護
11. 虐待防止
12. 身体拘束
13. 衛生管理・感染対策
14. 第三者評価
15. 運営推進会議
16. 協力医療機関、バックアップ施設
17. サービス利用にあたっての留意事項

1. 事業者

法人名	ウェルコム合同会社
法人所在地	福岡県久留米市三潞町玉満 1758 番地 28
電話番号	0942-65-0413
代表社員	林田 亜紀
設立年月日	平成 22 年 1 月 29 日

2. 事業所の概要

種類	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 平成 24 年 1 月 1 日指定 《久留米市 第 4091600645 号》 平成 30 年 1 月 1 日指定更新 令和 06 年 1 月 1 日指定更新	
目的	介護保険法令の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営む事ができるよう支援する事を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。	
名称	小規模多機能型居宅介護 縁が輪	
所在地	福岡県久留米市宮ノ陣 6 丁目 9 番 3 号	
電話番号	0942-38-3005	
管理者氏名	林田 亜紀	
運営方針	<p>○相手の立場になり同じ目線で考え、思いやりの心で一緒に歩いていきます。</p> <p>○一人ひとりの思いに耳を傾け、共感し自己決定を尊重します。</p> <p>○契約者も職員も笑顔いっぱい、明るい笑い声にあふれた居場所作りを目指します。</p> <p>○主治医との連携を重視し、契約者の健康維持・増進・早期発見・対応を行い安心して生活できる環境を提供します。</p> <p>○馴染みの場所でなじみの人たちと触れ合いながら、契約者やご家族が望む暮らしを支えます。</p> <p>○当たり前じゃなく、「ありがとう」、自分も周りの人も幸せになる「ありがとう」をたくさん伝えていきます。</p>	
開設年月	平成 24 年 1 月 1 日	
登録定員	29 人 (通いサービス定員 15 人、宿泊サービス 5 人)	
居室等の概要	宿泊室	○個室：4 室 ○2 人部屋：0 宿泊者は 5 名まで可能 (1 名はプライバシーが確保された構造の設備にて対応)
	居間	1 室
	食堂	1 室
	台所	1 箇所
	トイレ	2 室：男女兼用、車椅子対応
	浴室	1 室
	消防設備	自動火災通報装置、消火器、スプリンクラー
	その他	

上記は、厚生労働省が定める基準により、介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護事業所に設置が義務付けられている設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	久留米市（但し旧田主丸町・旧北野町・旧三瀧町・旧城島を除く）	
営業日	年中無休	
営業時間	通い	午前9時30分から午後4時30分まで
	訪問	随時
	宿泊	午後4時30分から午前9時30分まで
	受付・相談	随時

4. 従業者の配置状況

当事業所では、契約者に対して介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護サービスを提供するため以下の職種の従業者を配置しています。

(1) 配置状況

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
事業所長（管理者）	1人	—	1人	1人	○従業者・業務の管理を一元的に行います。 ○従業者に対し遵守すべき事項について指揮・命令を行います。
介護支援専門員	1人	1人	1.25人	1人	○適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 ○連携医・薬局・福祉用具等との連絡・調整を行います。
介護従業者	7人	2人	8.1人	5人	必要な介護支援を行います。
看護従業者	2人	0人	2人	1人	健康チェック等の医療業務を行います。

○従業者の配置状況は指定基準を遵守しています。
○常勤換算：各従業者の1週あたりの勤務延時間の総数を、当事業所における常勤従業者の所定勤務時間（週40時間）で除した数です
例：週8時間勤務の介護従業者が5名いる場合
（8時間×5人）÷40時間＝常勤換算1人となります。

(2) 勤務体制・職務内容

職種	勤務体制
管理者	勤務時間 08:30～17:30
介護支援専門員	勤務時間 08:30～17:30
介護従業者	日中勤務時間（早出）07:30～16:30 （日勤）08:30～17:30 （遅出）10:30～19:30 夜間の勤務時間（夜勤）17:00～10:00 （宿直）19:30～07:30 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
看護従業者	勤務時間 08:30～17:30 看護従業者は、状況に応じて夜勤に従事する場合があります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

「小規模多機能型居宅介護計画」の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス提供開始に伴い契約者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせ、当事業所介護従事者・看護従業者と協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した「小規模多機能型居宅介護計画」（以下「介護計画」と記す。）を作成します。 ○介護計画の内容について、契約者及びその家族に説明し同意を得ます。 ○介護計画を利用者に交付します。 ○介護計画の作成に当たっては契約者の状態に応じた多様なサービス提供に努めると共に作成後の実施状況の把握、必要に応じて介護計画の見直しを行います。
相談・援助等	<ul style="list-style-type: none"> ○契約者の心身の状況等を把握し、契約者及びご家族の相談に適切に応じます。 ○出来る限り必要な支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	
介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○移動・移乗介助 契約者に対して室内の移動、車椅子への移乗介助が必要な場合行います。 ○排泄介助 契約者に対してトイレ誘導、おむつ交換を行います。 ○見守り等 契約者の安否確認等を行います。
健康チェック	血圧測定、体温測定等、契約者の健康状態の把握に努めます。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○契約者の能力に応じ、食事・入浴・排泄・更衣等の日常生活を通じた訓練を行います。 ○契約者の能力に応じ集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操等を通じた訓練を行います。
入浴サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○入浴機会を提供します。 ○介助が必要な契約者に対して全身浴・部分浴の介助や清拭（体を拭く）を行います。 ○洗髪等を行います
食事サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○食事の提供及び食事のために必要な介助を行います。 ○契約者の状況に応じて提供場所を配慮します。 ○栄養バランスに配慮して作成された献立表に基づいて提供します。
送迎サービス	事業者が保有する車両で契約者の居宅と事業所までの送迎を行います。ただし、道路の幅員が狭い、駐停車が困難等の諸事情がある場合、所定の場所まで徒歩又は車椅子で移動する事があります。
訪問サービスに関する内容	
身体の介護	<ul style="list-style-type: none"> ○排泄の介助、おむつ交換を行います。 ○食事のために必要な介助を行います。 ○入浴介助や清拭、洗髪等を行います。ただし浴室、浴槽の構造等から安全にサービスを提供する事ができないと判断した場合、清拭のみの実施、通いサービスでの入浴機会の確保を提案する場合があります。 ○日常的な行為の範囲で身体整容を行います。 ○床ずれ防止のための体位変換を行います。
生活介助	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活に必要な物品の買物を行います。 ○食事のために必要な介助を行います。 ○居室の掃除や整理整頓を行います。 ○衣類等の日常生活で出る洗濯物について洗濯を行います。
その他	安否確認を行います。

(2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

当事業所従業者はサービス提供に当たって次に掲げる行為は行いません。

- 医療行為（ただし、看護職員が行う診療の補助行為は除きます。）
- 契約者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書及び書類等の預かり、金銭、物品及び飲食の授受。
- 契約者の家族、親族に対する訪問サービスの提供。
- 契約者の日常生活の範囲を超えた大掃除、庭掃除等の訪問サービスの提供。
- 契約者の居宅での飲酒、喫煙及び飲食
- 身体拘束、その他契約者の行動を制限する行為、ただし契約者又は第三者等の生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合は除きます。
- 契約者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

(3) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 介護保険給付対象サービス利用料金

：同一建物外居住の登録者様

契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	34,500円	69,720円	104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円
自己負担額（1割）	3,450円	6,972円	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円
自己負担額（2割）	6,900円	13,944円	20,916円	30,740円	44,718円	49,354円	54,418円
自己負担額（3割）	10,350円	20,916円	31,374円	46,110円	67,077円	74,031円	81,627円

：同一建物内居住（住宅型有料老人ホーム 縁が輪）の登録者様

契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	31,090円	62,810円	94,230円	138,490円	201,440円	222,330円	245,160円
自己負担額（1割）	3,109円	6,281円	9,423円	13,849円	20,144円	22,233円	24,516円
自己負担額（2割）	6,218円	12,562円	18,846円	27,698円	40,288円	44,466円	49,032円
自己負担額（3割）	9,327円	18,843円	28,269円	41,547円	60,432円	66,699円	73,548円

- 月ごとの包括費用（定額）となるため、契約者の体調不良や状態の変化等によりケアプランに定めた期日よりも利用が少ない又は多かった場合であっても、日割りでの割引や増額は生じません。
- 月途中から登録した場合又は登録を終了した場合、登録した期間に応じて日割計算した料金をお支払いいただきます。「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

【登録日】 通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

【登録終了日】 契約者と当事業所の利用契約を終了した日

- 契約者が要介護認定を受けていない場合、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 契約者に提供する食事、宿泊、通院車両費等に係る費用（「(5) その他の費用」参照）は別途契約者に負担いただきます。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて契約者の負担額を変更します。

(4) その他の加算

従業者の配置状況や契約者の身体状況に応じ、「介護保険給付対象サービス利用料金」とは別に費用をご負担いただく加算項目は次に掲げるとおりです。基本サービス利用料金に各加算項目の負担額を加えた金額が月額負担額となります。

加算の種類	基本単位	加算額		
		自己負担割合		
加算及び算定の内容		1割	2割	3割
初期加算	30 単位/日			
利用を開始した日から 30 日間及び 30 日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合に算定可能な 1 日当たりの加算料金です。		30	60	90
※1：認知症加算（Ⅲ）	800 単位/月			
日常生活に支障のきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする状況（日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）の場合に算定可能な 1 月当たりの加算料金です。		760	1,520	2,280
※1：認知症加算（Ⅳ）	500 単位/月			
要介護 2 であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする状況（日常生活自立度Ⅱ）の場合に算定可能な 1 月当たりの加算料金です。		460	920	1,380
看護職員配置加算（Ⅰ）	900 単位/月			
専従の看護師を 1 名以上配置している場合に算定可能な 1 月当たりの加算料金です。		900	1,800	2,700
総合マネジメント強化体制加算	1,200 単位/月			
①利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること ②利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること ③日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること ④必要に応じて多様な主体が提供する生活支援のサービス包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること 上記①～④の条件を満たしかつ、下記、※1～※3 のいずれかの条件が 1 つ以上実施されている場合に算定可能な 1 月当たりの加算料金です。 ※1地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること ※2 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること ※3 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること	1,200	2,400	3,600	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	350 単位/月			
①介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上 ②常勤職員の占める割合が 100 分の 60 以上 ③勤続 7 年以上の職員の割合が 100 分の 30 以上 ①、②、③のいずれかの条件を満たす場合に算定可能な 1 月当たりの加算料金です。		350	700	1,050
科学的介護推進体制加算	400 単位/月			
科学的介護情報システムに登録されているデータを活用し、ケアプランやサービス計画への反映、見直しを図る等、介護サービスの質の向上に向けた情報活用に取り組む事業所が算定可能な 1 月当たりの加算料金です。		40	80	120
※2：介護職員等処遇改善加算	/月	(介護報酬総単位数×146) /1000		
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）				

※1：「認知症加算（Ⅲ）、（Ⅳ）」は主治医の意見書に基づき算定可否が判断されます。

※2：「介護職員等処遇改善加算」の支給額は全額職員の賃金改善に充当されます。

(5) その他の費用

介護保険の給付対象とならない（契約書第5条参照）、次に掲げるサービスの提供費用は、全額契約者の自己負担となります。各費用は、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、変更する事があります。変更する場合、事前に変更の内容と事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

食事の提供（食事代）
食事は事前に予約が必要です。予約した食事は、喫食予定日の7日以上前に申出がなされた場合、無償にて取消を行います。ご契約者が振替食の提供を希望する場合、それぞれの提供費用に50円が加算されます。 朝食：380円 昼食：600円 夕食：580円 振替食：朝食：430円 昼食：650円 夕食：630円
宿泊に関する費用
1泊：2,100円
排泄物品代
実費 事業所からの払出又はご契約者、ご家族等が購入した排泄物品の持込も可能であり選択できます。
レクリエーション活動費用
契約者が希望した場合、レクリエーション活動に参加いただく事ができます。材料代等の実費をいただく場合があります。
通院車両費
通院のために施設車両での送迎を利用される場合、車両費をご負担いただきます。 片道500円 往復1,000円
洗濯代
コイン式洗濯機使用：1回200円

(6) 利用料金のお支払い方法

請求方法
介護保険給付対象サービス利用料金、その他の加算費用及びその他の費用については、サービス提供月の毎月末を締め日とし、翌月10日迄に利用明細を付した請求書を郵送等致します。
お支払い方法
<input type="radio"/> ご契約者様が指定する口座からの自動引き落とし <input type="radio"/> 当事業所が指定する銀行口座へのお振込み、事業所口座に振込頂く場合、振込手数料等はご契約者に負担をお願いいたします。 西日本シティ銀行久留米営業部 普通貯金N o. 2236181 名義) ウェルコム合同会社代表社員 林田亜紀 ウェルコム (ド <input type="radio"/> 現金払い

(7) 利用の中止、変更、追加 (契約書第6条参照)

- 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護サービスは、ケアプランに定められた内容での提供を基本としますが、契約者の日々の様態、希望等を考慮し適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせて提供します。
- 契約者の都合に応じ介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスの利用を追加する事ができます。原則としてサービス実施日の前日までに事業者申し出てください。
- 契約者からのサービス利用の中止、変更及び追加の申し出に対して、従業者の稼働状況により契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能な日時を提示して協議するものとします。
- 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護サービスの利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合でも利用料は変更されません。
- 介護保険給付対象とならないサービスの利用については、サービス提供当日になって利用中止の申し出がなされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の10%

- 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護サービスは、契約者一人ひとりの人格を尊重し住み慣れた地域での生活を継続する事ができるよう取組を推進していきます。
- 地域住民との交流や地域活動への参加を図ります。
- 契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ提供します。
- 契約者と協議しケアプランを定め、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 事故発生時の対応

契約者に対する(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供により事故が発生した場合、市町村、利用者の家族に連絡を行い、必要な措置を講じると共に事故の状況及び処置状況等を記録し原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

契約者に対する(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

久留米市窓口
久留米市介護保険課
事業所窓口
(介護予防)小規模多機能型居宅介護 管理者・事務 ケアマネージャー

7. 非常災害対策

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

8. サービス提供に関する苦情の受付について（契約書第22条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

[担当者] 林田亜紀	電話番号：0942-30-9247 受付時間：月曜日～土曜日：8:30～17:15 苦情受付ボックスを入りに設置しています。
------------	--

（2）行政機関その他苦情受付機関

久留米市介護保険課	電話番号：0942-30-9247 受付時間：8:30～17:15
福岡県国民健康保険団体連合会	電話番号：092-642-7859 受付時間：9:00～17:00
福岡県社会福祉協議会	電話番号：092-584-3377

9. 情報公開

事業内容については、小規模多機能型居宅介護施設共用スペース部にて、いつでも閲覧可能な状態にて公開しています。

10. 守秘義務及び個人情報保護

- 事業者は、業務上で知り得た契約者及びその家族等の個人情報に関して、契約期間中及び契約終了後に関わらず第三者に情報を漏らす事はありません。
- 事業者は次に掲げる事例等、正当な理由がある場合に限り情報を開示する事があります。
 - ・契約者又は第三者の生命及び身体等に危険がある場合
 - ・契約者の急激な体調の変化等に伴い緊急に加療を必要とし、医療機関等に契約者に関する心身等の情報提供が必要となる場合
 - ・契約者への最適なサービス提供のため他の介護事業者等と連携を図る必要がある場合
- 事業者は、事前に個人情報利用に関する同意を書面により得るものとします。

11. 虐待防止

- 担当者を選任しています。
- 委員会を設置し定期的に開催しています。又その内容を全従業員に周知徹底しています。
- 虐待防止のための指針を整備しています。
- 全従業員に定期的な研修を実施しています。
- サービス提供中に当事業所従業員及び養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合、速やかに市町村に通報します。

12. 身体拘束

- 委員会を設置し定期的に開催しています。又その内容を全従業員に周知徹底しています。
- 身体拘束適正化のための指針を整備しています。
- 原則として契約者に対する身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合、利用者本人又は他人の生命、身体に対して影響が及ぶ可能性がある場合、契約者やその家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間等を説明し同意を得たうえで対応します。
- 事業者は次に掲げる三原則を満たし、緊急やむを得ないと判断した場合、身体拘束を行う場合があります。

緊急性・切迫性
直ちに身体拘束を行わなければ、契約者又は他人の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事
非代替性
身体拘束にて行動を制限する以外に、契約者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事を防止するための介護方法がない場合
一時性
身体拘束による行動制限が一時的なものであること

- 身体拘束を行った場合、その内容、目的、拘束時間、経過観察の様子、検討内容等を記録し5年間その情報を保存します。

13. 衛生管理・感染対策

- 契約者が使用する食器、その他の設備等について、衛生的な管理に努めると共に必要な措置を講じます。
- 食中毒及び感染者の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めると共に常に密接な連携に努めます。
- 事業所では感染症の発生予防、発生した場合の拡大防止に向けて委員会を設置し、概ね6カ月に1回以上開催すると共にその内容について全職員に周知徹底しています。
- 事業所では感染予防、拡大防止のための指針を整備しています。
- 事業所では感染予防、拡大防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

14. 第三者評価

当事業所では、外部評価機関による第三者評価は実施していません。第三者評価に置き換わるものとして「15. 運営推進会議」を設置しています。

15. 運営推進会議

中立的な第三者が出席する運営推進会議にて、当事業所が提供する介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護サービスの内容を報告、要望・指摘事項の収集、助言、評価を受けサービスの質の確保を図っています。運営推進会議の議案書、議事録及び外部評価資料は小規模多機能型居宅介護施設共用スペース部にて、いつでも閲覧可能な状態にて公開しています。

<運営推進会議>

構成：ご契約者、ご契約者の家族、地域住民の代表、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月（概ね2か月に1度）開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について議事録を作成します

16. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、契約者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

あさひクリニック：所在地：久留米市上津町 105 番地 9
：電話番号 0942-65-3981

つつみクリニック：所在地：佐賀県鳥栖市弥生が丘 6 丁目-82
：電話番号 0942-82-4400

聖マリア病院：所在地：久留米市津福本町 422
：電話番号 0942-35-3322

医療法人健歯会さくら歯科：所在地久留米市東町 2 8 - 1
：電話番号 0942-39-7435

17. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。(インフルエンザ、感染症等含む)
- 所持金品は自己の責任で管理して下さい。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。